

### 1 序説——この調査の意図と要約

この調査は国民経済計算における「移転」概念を整理し、その分類の方法について若干の指針を与えることを目的として進められて来た。以下にその成果を報告するわけであるが、それに先立ってなぜわれわれが「移転」概念の検討を思い立つに至ったかを明らかにしておくことは以下の議論の全般的な見通しを与える上でも有益であろう。

かつてわれわれは1961年10月発行の本誌の調査として「国民所得計算と政府勘定」し題する研究を報告したことがある。この報告においてわれわれはわが国を含めて最近多くの国で重要性がますます認識されつつある「政府活動」の比重の増大の事実を踏まえて、この「政府活動」の機能を国民勘定の概念構式を通して明らかにすることを試みたのである。巨視的な観点から社会の生産物(例えばGNPもしくは国民所得)に対する「政府活動」の貢献を概念的に何で評価し、またいかに計量的に推計したらよいかについては、すでに1930年代の中ごろからNational Bureau of Economic Research(以下NBERと略称)を中心にアメリカの学者たちによって研究が進められて來た<sup>1)</sup>。ところで社会の生産物と言う概念は今日の巨視的な経済分析においては極めて普遍的に使用されている概念でもあり、その定義についても殆ど不明確さのないまでに完成されていると言つてよい。それにも拘らずシュムペーターによってなされた次の言及はこの概念の本質について1つの問題を提起するものであるように思われる。すなわち彼は言つてゐる。

「此の『社会生産物』なるものは斯かるものとしては現実には何處にも存在せず、それ自体1個の人工的な形像である。しかしかかる理論的全体性の創作は個別経済間の相互作用や汎ゆる相互的制約関係のより深き把握をそもそも可能ならしめる。」<sup>2)</sup>

シュムペーターが明確に認識したように社会の生産物と

言う概念は個人の所得とは別個の人工的な抽象化された概念である。それゆえにこの「社会生産物」の概念によって何が表現されているかを評価しようとする構想が生まれてくる。社会の生産物に対する「政府活動」の貢献を問題にするアメリカの学者たちの努力もこうした構想に結びついている<sup>3)</sup>。その中で特にヒックスとクズネツの間に交された社会生産物の評価をめぐる論争は有名である<sup>4)</sup>。さきのわれわれの研究は社会生産物の評価、およびそれに関連して「政府活動」の貢献に対して1つの新しい視角を提出しておいたのである。それは巨視的な経済活動の成果を社会の生産物のような単一の概念だけによって評価するのではなく、それをも含めて「個別経済間の相互作用や総ゆる相互的制約関係」を把握するための概念構成を開拓することであった<sup>5)</sup>。このための概

3) 中でも政府によって徴収される税を政府の民間に対する財・サービスの販売から生じた売上と見なし、「政府の経常余剰」によって国民所得に対する政府の貢献を評価しようとする Kuznets [14] の試みは多くの議論を呼んだ。後でも指摘されるようにこの問題は政府と民間との関係を国民勘定の概念構成上に表わすと、概念上の矛盾を容易に回避することができる。Kuznets [14] の接近方法の持つ難点は、政府活動を一般の企業活動と同一視したところにあるが、企業会計との類推で Kuznets [14] の接近が含意するところを明らかにした初期の研究が G. C. Means, L. Currie and R. R. Nathan [22] である。

4) Hicks [6] および Kuznets [15] 参照。国民勘定の立場からするこの論争の意義は、Ohlsson [27] の書物に詳しい。この Ohlsson の議論についてはさきの調査において論評したから詳しくは立入らない。社会生産物の評価をめぐる Hicks 対 Kuznets の論争は、他の論者をも含めて巨視的な実質所得の比較に关心が集まり(例えば大川 [26])、Hicks によって提出されたもう1つの論点は Ohlsson を除き殆ど無視されてしまっている。それが社会生産物の中における財政の位置づけである。Hicks はこれを極めて簡単な国民所得の概念構成の中で明らかにしようとした。しかし彼は政府と民間の間の取引の相互関係を明らかにしえなかつたため、極めて奇妙な国民所得概念を導いている(詳しくは Hicks [6], pp. 115-117 参照)。

5) こうした接近方法の重要性を早くから認識していたのは北欧の経済学者たちであったようと思われる。その中でも Lindahl よる経済循環を説明する諸概念の

1) その初期の研究の中では、とくに G. Colm [4], S. Kuznets [14], J. Lindeman [21], G. C. Means, L. Currie and R. R. Nathan [22] を見よ。

2) 中山伊知郎・東畑精一訳『シュムペーター経済学説史』昭和25年, p. 78.

第1表 政府<sup>a)</sup>経常勘定

支出、収入、もしくはバランス	取引の経済的性質	取引項目の記述	政府と取引する部門	注意事項
支 出	公共消費	賃金・俸給	家計	軍人を含む
	公共消費	財・サービスの経常購入	企業	—
	公共消費	政府建物の帰属家賃	外国	資本減耗引当を含む
	移 転	社会保障(例えば失業給付、健康保険給付、家族給付老令年金)およびその他の移転(例えば公共の扶助)	政府(資本勘定)	—
	移 転	補 助 金	家計	—
	移 転	外国に対する経常贈与	企業	政府保証の支払いを含む
	移 転	政府負債利子	外 国	—
	貯 蓄	政府純貯蓄 <sup>b)</sup>	全部門	—
	移 転	家計の所得に対する直接税	政府(資本勘定)	マイナスになることもある
	移 転	社会保障に対する分担金	家計	社会保障分担金を除く
収 入	移 転	企業の所得に対する直接税	企業と家計	—
	移 転	内部取引に対する間接税	企 業	法人に対する直接税はしばしば別個に考慮される
	移 転	関 稅	企 業	関税を除き、政府独占の利潤を含む
	移 転	外国からの贈与	企 業	輸出入に関する政府独占利潤を含む
	—	財サービスの販売	全 部 門	—
	—	財産・営業所得	全 部 門	—

出處: E. S. Kirschen, ed., *Economic Policy in Our Time.*, Vol. I, General Theory, Amsterdam 1964., p. 29.

注: (a) 地方公共団体を含む。

(b) 政府の資本減耗引当は経常所得ではなく経常支出に含まれているから、政府貯蓄は資本減耗引当を控除している。

第2表 政府<sup>a)</sup>資本勘定

支出、収入もしくはバランス	取引の経済的性質	取引項目の記述	政府と取引する部門	注意事項
支 出	政 府 投 資	資本財の購入	企 業	—
	政府在庫変動	在庫の経常購入	企 業	マイナスになることがある
	移 転	資本贈与	企 業	—
	移 転	外国に対する資本移転	家計	—
	—	他の部門に対する純債権の変動	外 国	—
収 入	—	政府を除く資本勘定	政府	マイナスになることがある 仏語では "impasse" と呼ばれる
	貯 蓄	政府純貯蓄	(経常勘定)	—
	—	資本減耗引当	(経常勘定)	—
	移 転	相 続 税	家計	—
移 転	移 転	その他の資本移転	家計 企 業	—
	移 転	外国からの資本移転	外 国	—

出處: E. S. Kirschen, ed., *op. cit.*, p. 30.

注: a) 地方公共団体を含む。

念構成として選ばれたのが国民勘定であったのであり、国民勘定の構成要素として政府勘定が考えられ、政府勘定によって「政府活動」の多面的な性格を表現することが試みられたのであった。このように国民勘定の場において「政府活動」の多面的な性格を整理する必要が生れたのは「政府活動」の比重の増大の当然の帰結でもある。と言うのは「政府活動」の比重の増大に伴って政府の行

「相関性」の認識(Lindahl [19])や Frisch による「経済循環図」の開拓(Aukrust [1])を想起すべきであろう。Lindahl による国民勘定の研究は Ohlsson [27] に受けつがれ、また Ohlsson [27] の研究から刺激を受けて、Lindahl [20] は自身の国民経済計算の体系を発展させている。Frisch による「経済循環図」が Aukrust [1], Bjerve [3] の研究へと発展して行ったことも周知の事実である。

動自体が経済の変動に対して少からぬ影響を及ぼす結果をもたらすからである。従って政府の経済活動と一般の経済活動は互に相互依存の関係に立っているのであり、もはや政府の経済活動が一般の経済活動に従属して決定されると考えることはできない。さまざまの政府活動は不可避的に一般の経済活動に対してその衝撃を波及させて行くから、個々の「政府活動」の意思決定は相互に矛盾なく整合されていかなければならない。「政府活動」と一般の経済活動との関連を整合的に結ぶ統一体として認識する必要がここにある。

「政府活動」を一般の経済活動との関連で矛盾のない統一体に表現することは、行政組織が多岐にわたって分化しているのみでなく、さらに「政府活動」の範囲が企業活動にまで及んでいる今日においては特に重要な意味

第3表 政府経常支出の構成比の国際比較—1959

(単位 %)

	ベルギー	フランス	西ドイツ	イタリー	ルクセンブルグ	オランダ	ノールウェイ	イギリス	日本
賃 銀・俸 紙	33.6	19.5	20.6	28.5	28.7	30.5	39.1	31.7	38.0
財・サービスの経常購入	12.5	13.9	25.9	16.6	12.1	18.4	14.8	24.6	28.9
(小 計)	46.1	33.4	46.4	45.1	40.8	48.9	53.9	56.4	66.9
補 助 金	2.1	4.9	2.7	4.4	11.4	4.7	2.2	3.8	0.6
家計に対する移転	42.3	46.3	42.1	43.7	43.5	35.4	38.0	25.6	27.6
外 国 に 対 す る 移 転	0.7	10.6	6.9	0.5	0.2	1.1	0.3	1.1	1.5
(小 計)	45.1	61.8	51.7	48.5	55.1	41.2	40.5	30.5	29.7
政 府 負 債 利 子	8.8	4.8	1.9	6.4	4.1	9.9	5.6	13.1	3.4
合 計	100	100	100	100	100	100	100	100	100

注：1. 上記 OEEC 加盟諸国については、E. S. Kirschen, *op. cit.*, p. 40 所収の第II, 7 表から計算。ただしベルギー、西ドイツ、ノールウェイについては資本移転と補助金の細分が示されていない。そこで OECD, *National Accounts Statistics 1955—1964*, Paris 1966 を用いてそれぞれの国の政府勘定の構成比に従って分割した。ただしベルギーの場合には中央政府の勘定の構成比が使用されている。

2. 日本については経済企画庁『国民所得統計年報』昭和 42 年版から計算した。

を持つ。例えば西欧の諸国が予算の編成と公表に際して、次第に個別経済としての政府の收支の見積りを示すことから、政府の経済活動と一般の経済活動の関連を明らかにすることに重点を移しつつあることも、「政府活動」を整合的な統一体として表現しようとする努力の現われと見ることができるのである<sup>6)</sup>。

さらにベルギーのキルシェンは 1950 年代の財政政策の分析を行った研究の中で財政政策の手段を国民勘定における政府勘定の分類に従って整理していることも、われわれがさきの調査で採用した接近方法の正しさを裏書するものと言ってよい<sup>7)</sup>。(第1表)と(第2表)はそれぞれ政府の経常勘定と資本勘定について財政政策の手段を整理分類したキルシェンの著作から引用したものである。勘定の構成、取引の分類および取引項目の記述などの諸点に関し OEEC によって開発された国民勘定の体系に全面的に依拠していることも明らかである<sup>8)</sup>。取引の経済的性質の分類の中で「移転」の項目が非常に大きな重要性を占めていることもこれらの表から直に知ることのできる特徴である。事実計数的にも政府の経常支出の中で移転支出が高い比率を占めていることは(第3表)によって指摘することができる。

われわれもまたさきの調査において「移転」取引の項

目を重視し、別の視角から立入った検討を試みた。われわれがこの検討を通して「移転」取引の特性として指摘したのは以下の諸点であった。

(1) 「移転」取引は価値の流れによって表現されること。換言すれば「移転」は必ず金融的請求権の変動を伴う価値の流れとして定義される。この事実は 2 つの意味を併せて持つものである。第 1 は、「移転」取引が金融的請求権の変動を伴う取引(金融取引)の集合の上で定義されることを意味していることである。第 2 は、金融的請求権の変動を伴うこれらの取引が価値額として表現されること、従って金融取引の集合も価値と言ふ計測単位を持った集合(価値クラス)に転換されることを併せて意味している。価値クラスへの転換は国民勘定の派生概念を導くために必要な前提である。例えば「移転」概念を介して「要素所得」から「可処分所得」の概念を導くことができるからである。

(2) 「移転」取引は価値の流れの一方的な移転と言う形式をとること。このこともまた同時に 2 つのことを意味している。いま金融的請求権の変動を伴う取引と併列的に財・サービス(要素サービスを含む)の移動を伴う取引(実物取引)を考える。通常取引は少くとも 2 つの当事者(取引主体)の間での金融的請求権の変動もしくは財・サービスの移動によって現象化される。多くの場合これらの金融的請求権の変動もしくは財・サービスの移動と相対的に決済手段としての金融的請求権の変動が起るはずである。そこでもし財・サービスの移動と 1 対 1 に対応する金融的請求権の変動によってすべての実物取引を代表させるならば、あらゆる取引は金融取引の集合の上で定義することも可能である。上の主張の第 1 の含意は、金融取引の上に移された実物取引を代表する集合は金融取引の集合の中に含まれることである。そして第 2 に、「移転」取引の集合

6) 予算の表現形式は各国の行政制度の歴史的伝統によって制約されることが多い。しかし西欧諸国の中にはこの予算形式を国民勘定の体系の一部を占める政府勘定によって統一を試みる国が現われている。数年前イギリスにおいても大蔵省勘定の改善を提案する白書(*The White Paper on Reform of Exchequer Accounts* (Cmnd. 2014))が発表されたが、J. R. and U. K. Hicks の指摘するところによると、国民勘定の表現形式に一層の接近を図っている(J. R. and U. K. Hicks [7])。

7) E. S. Kirschen, ed. [8], pp. 29-30.

8) OEEC [25].

は金融取引の集合の中から(1)相対的に金融的請求権の変動を伴う取引の集合と(2)金融取引の集合の上に移された実物取引の集合とを同時に除いた部分として定義されることを意味しているのである。しばしば「移転」取引を非報償的な流れ(unrequited flow)と性格づけているのは「移転」取引に関する以上の性質を念頭に置いているのである。

「移転」取引に関する以上のわれわれの分析は「移転」取引の持つ形式論理的な特性に主眼を置いた関係もあって「移転」が「政府活動」の中で果している機能の分析にまで及んでいなかった。今回の調査の主たるねらいは、政府の経済活動の中でも重要な位置を占めている「移転」取引に注目して、その機能を国民経済計算の概念構成の中に位置づけることである。

国民経済計算の概念構成に即して「移転」の機能を明らかにしようとするわれわれのねらいは国民経済計算の研究に見られる最近の動向に照らしても1つの興味ある論点であることを失わない。国民経済計算の最近の研究の中で最も注目される動向は、国民経済計算の諸体系を統合する体系の研究である。この分野の研究はフリッキューやストーンの研究を通して、またアメリカにおける「国民勘定調査委員会」(National Accounts Review Committee)の活動と業績によってよく知られている<sup>9)</sup>。さらにまたわが国では「国民経済計算調査委員会」や「国民経済計算審議会」の調査・研究によって統合への具体的な動きが見られることも事実である<sup>10)</sup>。こうした動向を重視して、さきの調査以降われわれもまた国民経済計算の統合に関する若干の研究を進めて来た<sup>11)</sup>。

しかし国民経済計算を統合する体系の研究を一層積極的に推進する大きな契機となったのはこの2・3年来国連を中心にして進められている国民勘定の標準体系(A System of National Accounts and Supporting Tables—以下SNAと略称する)を改訂する作業である。SNAの改訂は1964年ストーンを議長として国民経済計算の分野で著名な各国の専門家から成る専門家会議がニューヨークに招集され、SNAの改訂を討議したことに始まる。この討議に基いてストーンによってSNA改訂のための草案がまとめられ<sup>12)</sup>、1965年4月同じニューヨークで開かれた第13回国連統計委員会の議案として提出されたのである。ストーンの改訂草案(E/CN. 3/320)の本質的特徴は、国民経済計算の諸体系を「全面的」に統合するための極めて野心的な概念構成を設計し、提示したところにある<sup>13)</sup>。国連統計委員会はこの改訂草案(E/CN. 3/320)を審議して、SNAの改訂の方向に承認を与えると共に、事務当局に改訂のための具体案の作製を要請した<sup>14)</sup>。一方ストーンの改訂草案は学界に対しても多くの刺激を与えるところとなった。すなわち1965年9月ノールウェイのロムで開催された「国際国富所得学会」(International Association for Research in Income and Wealth)においてもストーンの改訂草案(E/CN. 3/320)をめぐる研究と討議の部会が持たれている<sup>15)</sup>。また他方において国連の下部機構である各地域経済委員会でもこの改訂草案をそれぞれの地域の経済に適合させるための体系の研究を進めているのである<sup>16)</sup>。

ところで国連統計局は第13回国連統計委員会の決議に基いて、その討議の成果を考慮しながらSNA改訂の事務局案(E/CN. 3/345)をまとめて<sup>17)</sup>、1966年10月ジュネーブで開催された第14回国連統計委員会の議案として提出した。これより先1964年12月ニューヨークで開かれた専門家会議のメンバーは1966年8月ジュネーブにおいて第2回の専門家会議を持ち、この事務局案(E/CN. 3/345)を検討し、その要点を1つの報告(E/CN. 3/346)にまとめている<sup>18)</sup>。この事務局案(E/CN. 3/345)

12) UN [35] 参照。以下多くの場合これをストーンの改訂草案(E/CN. 3/320)の形で略称する。

13) ストーンの改訂草案の持つ意義と詳しい内容については、日本銀行統計局[40]を参照。

14) 第13回および第14回国連統計委員会の議長としてはSNA改訂の重要性に基きノールウェイの国民経済計算の権威の1人であるP. J. Bjerveが選出された。

15) その中の注目すべき報告としては、Stoneの報告がある。

16) 例えば、エカフェではこの地域の実情をも考慮してSNA改訂のための1つの提案を行っており、開発途上にある国がSNAの改訂にかける期待の大きいことを知ることができる。SNA改訂のため国連統計局によって作られた草案(E/CN. 3/345)で開発途上にある国の国民経済計算について1章が割かれているのもこうした期待に答えるためであると思われる。

17) UN [36]、以下これをSNA改訂の事務局案(E/CN. 3/345)と略称する。

18) UN [37]、ここではSNA改訂の事務局案(E/CN.

9) Frisch [5] および Stone [29] を参照。国民勘定調査委員会はBureau of BudgetのOffice of Statistical Standardsの委嘱に基いてNBERに設けられた委員会であって、その報告は、National Accounts Review Committee [24]に公刊されている。

10) 経済企画庁[16]および経済企画庁[18]を参照。

11) 倉林[9]はいわゆる国民経済計算の「部分的統合」の考え方従って、その方法と問題を議論した。これに対して、倉林[11]は国民経済計算の「全面的統合」を達成するための1つのモデルを提示したものである。

の特徴は、国民経済計算を統合する概念構成の基本的な考え方をストーンの改訂草案(E/CN. 3/320)を踏襲しながらも、この概念構成を形作る諸概念について詳しい定義を与えたところに見出される。また政府の生産活動についてストーンの改訂草案とは相違する考え方を提示していることが注意される。第14回国連統計委員会はSNAの改訂に関する事務局案を討議し、SNAの改訂に関してかなり具体的なスケジュールを取り決めてている<sup>19)</sup>。それによると、事務局は今後これまでの討議に基いて最終的な改訂草案を準備し、これを専門家会議によって検討し、1968年秋に予定されている第15回国連統計委員会の議案として提出することが要請されている。従ってSNAの改訂はほぼ5年に及ぶ大がかりな作業となる見通しである。

SNAの改訂が国連統計委員会の審議を経過しながら進行している関係もあって、SNAの改訂をめぐる国連統計委員会の討議は国民経済計算の統合を考えるに当って示唆に富む数多くの論点を含んでおり、それぞれの論点が立入った研究を必要とする<sup>20)</sup>。しかしあれわれの当

3/345)の主要な問題点をとりあげて検討しているから、事務局案(E/CN. 3/345)の一層立入った分析にとって欠くことのできない資料である。

19) 事務局案(E/CN. 3/345)をめぐる第14回国連統計委員会の討議の内容については、その議事録が参考になる。

20) 事務局案(E/CN. 3/345)に提示された国民経済計算を統合する概念構成、およびそれを形作る諸概念の内容をめぐる討議、および後に述べるモッド女史の研究をめぐる討議を別にすると、第14回国連統計委員会で議論されたその他の重要な論点としては、(1) 社会主義経済の諸国で使用されている国民経済計算の体系との比較・調整、(2) 国民貸借対照表との統合を指摘せねばならない。社会主義経済の諸国の国民経済計算の体系は「物財生産の体系」(Material Products System)と呼ばれ、MPSと略称される。MPSと改訂SNAの関係が急速にクローズ・アップされるようになって来たのは、第13回国連統計委員会の際ストーンの改訂草案(E/CN. 3/320)の討議においてソ連代表が極めて好意的な反応を示して以来のことのように思われる。第14回国連統計委員会の議事録によると、社会主義の諸国では経済相互援助会議(CMEA)の事務局を中心にしてMPSとSNAの調整についての研究が進められているとのことである。またECEが中心になって毎年開催されているヨーロッパ統計専門家会議においても同様の研究がこの2・3年の間に急速に進められるようになって来ている。この研究の成果の一端は、同じ第14回国連統計委員会に「国民勘定の体系と物財生産の体系の関連づけにおける発展」(E/CN. 3/349)と題する報告として提出され、討議された。同会議の討議によるとMPSとSNAの統合は

面の課題である「移転」概念に直接関係する1つの論点を除いて、その他の論点に関する検討は別の機会に譲らなくてはならない。ハンガリーにおける国民経済計算の専門家であり、1964年末以来SNA改訂のための専門家会議のメンバーとして引続いて活躍しているモッド夫人は、第14回国連統計委員会の議案として注目すべき研究文書(E/CN. 3/348)を提出した<sup>21)</sup>。モッド夫人の文書(E/CN. 3/348)は「所得分配統計」(Income Distribution Statistics)の開発と整備を直接の分析対象としている。それにも拘らずわれわれが重大な関心を抱かざるを得ない2つの動かし難い根拠が存在している。第1、モッド夫人のこの文書(E/CN. 3/348)における「所得分配統計」がいわゆる所得の大きさ(size)の分布に関する統計的重要性を十分に認識しながらも、むしろ分析の主力を要素所得の機能的分配に傾けていることである。とくに所得の再分配の機構の解明を中心とする「所得分配統計」の体系の構想は「移転」概念の分析を目的とするわれわれにとっても示唆するところが極めて大きいと言わなければならぬ。第2、この文書(E/CN. 3/348)はさらに「所得分配統計」を1つの特定の目的に利益する孤立した統計体系として考えるのではなく、改訂SNA体系の一環として定着させることを企図していることである。この方法はこれまで述べて来た国民経済計算の研究に関する最近の動向と成果を十分に反映し摂取するものであると言えよう。そうしてそれはまたさきの調査以来われわれが一貫して主張もし、また研究を続けて来た接近の方法でもあったわけである。従ってこのモッド夫人の文書(E/CN. 3/348)に関連して第14回国連統計委員会においても極めて活発な討議が展開された。この討議の経過からも伺うことのできるようにモッド夫人によって提出された論点が完全に解決しつくされたとは言えない。むしろ今後もなお詳細な検討を要する余地を残していると言ふべきであろう。それにも拘らずモッド夫人の研究は「移転」概念の重要性を鮮明にする意味で重要な提案であったと評価せねばならない。

国民経済計算の概念構成の中に「移転」概念の機能を位置づけ、その意味するところを明らかにするわれわれの調査の結果は次のような順序でまとめられている。キルシェンの研究からの引例によても明らかのように「移転」の機能の中で最も重要な地位を占めるものは

SNAの今回の改訂の中に盛り込まれないことになっているが、継続して討議される予定であるので、今後の重要な問題点の一つとなることが予想される。

21) UN [38] を参照。

「政府」と一般に「民間」と呼ばれる部門との間でなされる「移転」の機能である。そこで第2節では以下の分析の導入として国民経済計算の立場から「政府活動」の全般について概観すると共に政府部门についての定義を与える。第2節で与えた「政府」活動の説明を考慮しながら、第3節において1つの国民経済計算の統合体系を行列の形で示す。これによって国民経済計算の概念構成の中に占める「政府活動」の位置、および「移転」概念の意味するものが明らかにされる。第4節では所得の再分配機能に注目しながら「移転」概念の分類を試みる。「移転」概念の分類を国民経済計算の概念構成と密接に関連づけることによって「移転」の機能を明らかにすることができると言うのがわれわれの主張である。

## 2 政府活動と政府部门

政府活動と政府部门の定義は互に関連しているわけであるが、いま行政主体としての政府(中央および地方)、公共団体、政府企業などの関係公共機関が行う経済活動を仮に「政府活動」と名付けるならば、政府活動は大別して2つの内容から成ることが容易に認められる。(1)純粹の政府活動と、(2)政府の企業活動がそれである。ここで「企業活動」とは少くとも費用を回収することを主たる目的として、財・サービスおよび金融的請求権を売買する行為を指す。以上の「政府活動」の2つの分類は、従って政府、公共団体および関係公共機関の行動の相違に關係している。純粹の政府活動とは費用の回収を目的としない行動と考えることができるからである。この純粹の政府活動の主体を「一般政府」(general government)と名付けることは、国民勘定の国際的な標準体系では常識になっている<sup>22)</sup>。これに対して、政府の企業活動の主体を「公共企業」(public enterprises)と呼ぶ<sup>23)</sup>。

以上は行動を規準とした「政府活動」の分類であったが、「政府活動」の対象に注目した分類を考えることも可能なのである。例えば政府の企業活動の対象が一般に市場で取引される財・サービスもしくは金融的請求権であるのに対して、市場における取引の対象とはならない(まれに)財および(主として)サービスを提供するのが「一般政府」であると考えることもできるからである。このような「一般政府」の供給する市場性のない財・サービスのことを「公共財およびサービス」(public goods

and services)と言うことがある。「公共財およびサービス」の特性としては以下の2点を挙げることができよう。その第1は、欲望充足の共通性である。「公共財およびサービス」は公共の欲望を充足するために提供されるものであるが、特定の個人の欲望を充足するために決して社会の他の人びとの利用を排除することはないと言う性質を持っている。第2は、「公共財およびサービス」の供給が他の一般の財・サービスのように市場の機構によって規制されることがないと言うことである。言い換えれば、「公共財およびサービス」は市場性を持っていない。もし「公共財およびサービス」の供給が通常の財・サービスのように市場を通して規制されることはないとすると、なにがその適正な供給量を決定しているかについての理論を示すことは興味ある問題であるが、われわれの当面の考察の範囲の外にある。

ところで現行の国民勘定の国際的な標準体系において与えられている「一般政府」の定義を見ると、上に述べた2つの規準が混用されており、両者の区別が明瞭になされているとは必ずしも思われない。例えばSNAは「一般政府」について次のように言っている。

「……一般政府の機能は社会に経済的にもまた便宜の上でも他の方法をもってしては供給することのできない共通サービスを社会に売るのではなくて組織する……」<sup>24)</sup>

ことにあるとされている。明らかにこの叙述には2つの主張が混在している。すなわち、その前段で「経済的にもまた便宜の上でも他の方法をもってしては供給することのできない共通サービス」は「一般政府」が供給の対象とするサービスに関する主張である。これに対して後段の「売るのではなく組織する」という主張は、「一般政府」の行動を物語っている。

この叙述に関して重視されねばならないもう1つの点は、「一般政府」の行動を共通サービスを社会のために「組織」すると言う表現で特徴づけ、共通サービスの生産と言う觀念を避けていることである。その結果この共通サービスは一般的の財・サービスのように生産されないのである。あるいはもし生産されるとするならばその生産の過程を国民勘定の概念構成の中でどのように位置づけるかと言った疑問が生れる。実はこの問題はかつてクズネツらによって提起された政府活動の評価の議論と共通の論点である。クズネツの主張は互に関連する2つの推論から成り立っていた。第1は、政府活動は「企業活動」

22) 例えばUN [34]、およびOEEC [25] を参照。

23) 公共企業は政府、公共団体が所有、もしくは支配しているあらゆる企業を含む。必要に応じて「政府の所有する企業」と「公共企業体」の区別をすることは有益であろう。

24) UN [34] 第88節参照。

として一元的に解釈することができると言う主張である。第2に、従って政府の供給する財・サービスは必ずしも最終生産物に限定されるわけではなく、生産活動を促進する中間生産物でもあり得ると言う主張である。クズネツの以上の推論に対してはつぎの2点を指摘しておくべきであろう。第1に、政府活動を「企業活動」として統一的に理解することは、さきに指摘した「公共財およびサービス」の特性を全く無視し、一般の財・サービスと同一視する結果をもたらすことである。第2に、政府の提供する財・サービスを中間生産物と最終生産物に分けることは、これらの生産と販売の過程を国民勘定の概念構成に明示する必要を示唆している。国民所得における政府の貢献について為されたクズネツの提案はこうした概念構成に対する配慮を欠いていたことに由来する。

「公共財およびサービス」の特性を重視することは純粹の政府活動、従ってその主体としての「一般政府」を他の行動の主体から明確に分離する思想に立脚している<sup>25)</sup>。政府活動の本質は純粹の政府活動を通して展開されると考えるから、それらを分析するためには少くとも「一般政府」とそれ以外の行動の主体の集りとの関係を明らかにすることが最低の要件となる。仮に「一般政府」以外の行動の主体の集りを「その他の民間部門」と呼んで名付けることとする。「その他の民間部門」はさらに企業(business enterprises)と、家計および非営利団体(households and non-profit institutions)の2つの行動主体の集りから構成されるが、前者は「公共企業」を含むことを注意すべきである。

ただしこの2部門分類は、主として行政的な境界に基づく「民間」部門(private sector)対「公共」部門(public sector)の分割とは相違している。われわれが部門の分割の基準としたものは主体の行動の経済合理性にある。政府活動の中には経済合理性の支配のもとにあるものと、別の考慮を必要とするものとがそれぞれ存在していることがわれわれの部門分割の基礎になっている。政府の効率的な活動とはなにかを明らかにするためには、単に行政的な境界による部門の分割を考慮するだけでは不十分であり、行動の特性に対する配慮を必要としている。

「公共財およびサービス」が最終生産物として消費の

25) この考え方は明示的にではないが現行SNAにおける「一般政府」に関する取引の取扱いの中に潜在し、散見される。例えばその1例は、国立博物館におけるカタログや複製品販売を消費者の財・サービスの購入として処理する考え方(UN [34] 第130節)に見られる。

対象となると考える主張もこれらの財・サービスの特性に密接に結びついている。欲望充足の共通性は、「公共財およびサービス」を消費促進的な部分と生産促進的部分に分つことの困難を暗示している。また市場性を持たないことは、それらの財・サービスの生産過程を一般的の財・サービスと同一視することの困難を示唆する。SNA改訂の事務局案(E/CN. 3/345)が試みたように市場性のある財・サービスと並列して市場性のない財・サービスの生産過程を国民勘定の概念構成の中にとり入れて行くことも1つの方法である<sup>26)</sup>。しかし、それにも拘らず市場性のない財・サービスに価格・数量の分離を与えることは著るしく困難であって、別の機会にも指摘しておいたように整合的なデフレーターの体系を国民勘定の概念構成と併行して検討する場合多くの障礙に直面することは避けられない<sup>27)</sup>。

### 3 拡大された国民勘定

以下に示される「拡大された国民勘定」の基礎となっているものは、行列形式に表現され「3勘定モデル」と呼ばれる概念構成の形式である<sup>28)</sup>。国民勘定の概念構成を行列形式を用いて表現する試みは、必ずしも最近の傾向と言うことはできないであろう。それにも拘らず最近に至って国民勘定の概念構成を行列の形式に表現することが注目されるようになったのはさきに言及したSNAの改訂をめぐる2つの提案(E/CN. 3/320およびE/CN. 3/345)が直接の動機となっているよう思われる。事実第13回および第14回の国連統計委員会においてもこの行列による表示をめぐって活潑な討議があったことはわれわれの印象に生きしい。国民勘定の概念構成を行列で表現することの利点について、例えばスツーフェルは(1)国民勘定の体系を構成する要素の表現手段として簡明であること、(2)およびその構成要素の概念を明確にしうことの2点を指摘している。この指摘はもちろん誤りではないが、とくに第2の意義である概念の明確性に関連して行列形式の持つ一層深い含意を反省することが必要であろう。われわれが行列形式の中に見出す一層深い含意は、国民勘定を構成する究極の要素が「取引」であり、またそれはなんらかの「関係」を持った概念である。

26) UN [36] 第33節参照。

27) 倉林 [13], p. 11。

28) 「3勘定モデル」ならびにそれと関連して「2勘定モデル」の概念構成の特徴についてはStuvell [31]に詳しい。ただし筆者がこの書物の書評(『経済研究』1967年1月号, 92ページ)で指摘しておいたように、「2勘定モデル」の重要な性質をStuvellは見落しているよう思われる。

ることに由来する。一般に行列形式はなんらかの「関係」を持った概念を「2項関係」に表現するための記号論理的な手段であると考えられている。「取引」は2人の当事者(取引の主体)の間に生じた財・サービスもしくは金融的な請求権の移動の形をとる。市場を「取引」の場とする経済では取引の主体の間に取引を決済するために決済手段としての金融的請求権の流入(受取)と流出(支払)の関係が成立するのが一般的である。もともと「取引」関係を取引の決済手段としての金融的請求権の流入と流出の関係に置き換えることは、それによって「取引」を共通の評価尺度の上で記録することをねらいとしている<sup>29)</sup>。従って、「取引」を決済手段としての金融的請求権の流入と流出の「関係」を基礎的な経済活動の間に生じた2項関係として分類するならば、閉鎖経済における国民勘定を形作る8個の概念を導くことができる(第4表)。基礎的な活動は3つあり、行および列に、(1) 生産、(2) 所得と消費、(3) 蓄積の順序で配列される。これらの活動の簡単な定義は以下の如くである。

第4表

	生産	所得と消費	蓄積
生産	(U)	C	V
所得と消費	Q	(G)	
蓄積	D	S	(L)

#### (1) 生産活動

生産活動とは本源的生産要素と中間生産物を協働させて最終生産物に転形する行為である。生産活動と他の2つの経済活動(所得と消費、および蓄積)との間に引かれる境界線を「生産の境界」(the boundary of production)と呼ぶ<sup>30)</sup>。

#### (2) 所得と消費活動

本源的生産要素の生産活動に対する貢献の代価として要素所得が形成され、またこの要素所得が現在または将来の使用のために処分される行為を言う。

29) このことは、国民勘定の論理的な構造を最初に明らかにした Aukrust [1] の研究においても明瞭に意識されていた。彼のいわゆる「エコサーク関係の公準」は、この事実を公理化したものである。この研究の英文による要約が Aukrust [2] であるが、この要約論文に対して Stuvel の与えたコメントは「エコサーク関係の公準」を前提とした批判であるから、むしろその公準の重要性を立証するものと見ることもできる。

30) 生産の境界の設定に関する実際的な問題に関しては、UN [34] 第19~36節に詳しい解説が与えられている。

#### (3) 蓄積活動

最終生産物を将来の使用のために蓄積する行為である。将来の使用のため蓄積された最終生産物のストックを「実物資本」(real capital)のストックと言う。

これら3つの経済活動を結ぶ金融的請求権の流入と流出の「関係」から次の8個の基本概念が定義される。

「中間生産物」(U)生産活動と生産活動の間で決済手段としての金融的請求権の流入であると同時に流出となる財・サービスの移動を中間生産物と言う。

「財・サービスの消費」(C)生産活動にとって決済手段としての金融権の流入、所得と消費活動にとってはその流出となる関係を持つ財・サービスの移動を言う。

「粗資本形成」(V)生産活動にとって決済手段としての金融的請求権の流入、蓄積活動にとってはその流出となる関係を持つ財・サービスの移動を言う。

「要素所得」(Q)生産活動からの決済手段としての金融的請求権の流出であるとともに、所得と消費活動にとってその流入の関係に立つ取引を要素所得と言う。要素所得は本源的生産要素のサービス(いわゆる要素サービス)に対応している。

「所得の移転」(G)所得と消費活動の相互の間で取引の決済手段としての金融的請求権の流入と同時に流出の関係が生れる取引を所得の移転と言う。

「資本消費」(D)生産活動からの取引の決済手段としての金融的請求権の流出、蓄積活動にとってその流入の関係に立つ財・サービスの移転を資本消費と言う。

「貯蓄」(S)所得と消費活動からの取引の決済手段としての金融的請求権の流出、蓄積活動によってその流入となる関係に立つ取引を貯蓄と言う。

「金融的請求権の移動」(L)蓄積活動相互の間に生れる金融的請求権の流出の関係を持つ取引を言う。

等4表の行列における主対角線上の要素は、個々の経済活動に注目すると、同一の経済活動の中で取引の決済手段としての金融的請求権の流入と流出が起っていると考えることができる。同一の経済活動の中で行われる取引のことをこの経済活動に関する内部取引(internal transactions)と言う。第1表の行列で主対角線上の要素が( )でくくられているのはそれぞれの活動に関する内部取引であることを示すためである。

第4表は取引の場を閉鎖経済に限定しているが、この限定を開放するためには取引の場(しばしば領域(region)と呼ばれる)を2つに大別しておくのが便利である。(1)国内経済と(2)外国(rest of the world)がそれである。国内経済とは要するに経済活動の場として考えられ

た1国の主権の及ぶ地域的な限界を言う。その他の地域を総称して外国と定義する。国内経済と外国の境界線をどのように定めるかについては国民経済計算の理論には所定の慣行が存在しているから、この慣行に従うのが合理的である。

基本概念の行列は開放経済についても同様に構成することができる。開放経済における概念構成は第5表に示される。第5表の構造は以下の4つの領域間の取引プロックの細分から構成されたものである。

第5表 開放経済の概念構成

		国内経済(1)		外 国(2)	
		C <sub>1</sub>	V <sub>1</sub>	U <sub>12</sub>	C <sub>12</sub>
(1) 国内経済	P <sub>1</sub> *			P <sub>12</sub> *	G <sub>12</sub>
	D <sub>1</sub>	S <sub>1</sub>			B <sub>21</sub>
(2) 外国	U <sub>21</sub>	C <sub>21</sub>		C <sub>2</sub>	V <sub>2</sub>
	P <sub>21</sub> *	G <sub>21</sub>		P <sub>2</sub> *	
			B <sub>12</sub>	D <sub>2</sub>	S <sub>2</sub>

- (1) 国内経済内の取引,
- (2) 国内経済と外国との間の取引——国内経済への取引の決済手段としての金融的請求権の流入, 外国からのそれの流出,
- (3) 外国と国内経済との間の取引——外国への取引の決済手段としての金融的請求権の流入, 国内経済からのそれの流出,
- (4) 外国内の取引。

第5表において(2), (3)および(4)の各取引プロックを表わす部分行列を統合してそれぞれ1つの行および列に縮約すると, 国民勘定の体系の原型が得られる。その際3つの統合の可能性が考えられ, それぞれの可能性に対応して, 国民勘定の体系は①国内概念と国民概念の混合した体系, ②国民概念だけで作られる体系, ③国内概念だけで作られる体系の3つの可能性が生まれることも明らかになっている<sup>31)</sup>。しかしここではその詳しい議論には立入らない。しかし, 後に提示される拡大された国民勘定の体系は, ①の国内概念と国民概念の混合した体系に基いて作られている点は注意しておく必要があろう。

国民勘定の拡大は基本的に2つの方向を考えることができる。1つは外延の拡大であり, 他は内含の細分である。外延の拡大の例としては閉鎖経済における基本概念の行列から開放経済における基本概念の行列への発展を

31) 日本銀行統計局 [40], とくに7~12ページを参照。

指摘することができる。この方向に即した一層の展開は外国を一層細分した形での行列の設計である。この試みはEEC地域については例えばキルシェンによってすでに発展されており, SNA改訂のためのストーンの提案(E/CN. 3/320)にもこうした行列の設計についての示唆が与えられている。内含の細分は2つの可能性に即して考えることができる。第1は部門に関する細分である。この1つの適例は産業連関表である。産業連関表の最大の特徴は生産物の生産主体として「産業」と言う部門の細分によって中間生産物の部門間の交渉関係を明らかにあるところにあると考えうるからである。内含の細分について考えうる第2の可能性は経済活動をさらにいくつかの部分活動に分割することである。

第2節でも見たように, われわれの主たる関心は「一般政府」の活動であり, それと「その他の民間部門」との交渉にある。そこで部門の分割の規準としてはさまざまの可能性を考えうるにも拘らず, 以下の拡大された国民勘定の体系においては「一般政府」と「その他の民間部門」との2部門から成る分割を考えることにする。前節でも明らかにしておいたように, 純粹な政府活動の担い手は「一般政府」であるから「一般政府」をその他の部門から分離することがわれわれの目的にとっては最小の要求なのである。

従ってこれらの2つの部門はさらに目的に応じて再分割することも可能である。これらの再分割は多くの場合該当する活動の主体を細分する趣旨に基いてなされる。その結果個々の経済活動の主体の再分割の間には必ずしもつねに1対1の対応関係が存在するとは限らないであろう。例えば, 要素所得の受取主体の分割と要素所得の消費主体の分割との間には必ず1対1の対応がつけられる保証は存在しない。同様に要素所得の消費主体と資産の所有主体との間の分割についても1対1の対応関係を期待することは困難であろう。なぜこのような実例を引用したかと言うと, 例えばSNA改訂に関するストーンの提案(E/CN. 3/320)ならびに事務局案(E/CN. 3/345)において, 要素所得の受取主体と消費主体, および要素所得の消費主体と資産の所有主体とを全く区別することなく「制度的部門」(institutional sectors)の名称で統一していることに注意を喚起しておきたいからである。明らかに, この統一と同一視は部門の分割に対して過度の単純化を強いるものである。それのみに止らず, 個々の経済活動の主体の相違を1つの基準に解消してしまうため, 体系が著しく伸縮性を欠く欠点をも併せて持つことになる点を強調しなければならない。

経済活動の部分活動への分割に対しては2つの点を指摘する必要がある。その中の第1の点はわれわれの考察の中心と密接に結びついている。第1節で明らかにしたように政府活動の1つの重要な機能は社会における所得の再分配である。所得の再分配の過程とそれが所得の支出に及ぼす効果を明らかにするためには所得と消費活動を更に2つの部分活動に分割し、再分配の過程とその効果を分析することが必要であろう。2つの部分活動とは、(2,1)所得の形成と(2,2)所得の消費とを指す。ここで所得の形成活動とは生産活動の成果として発生した要素所得を本源的な生産要素に分配すると共に要素所得の受取主体の間に要素所得を再分配する行為を言う。また、所得の消費とは所得の消費主体が(後に定義される)可処分所得を現在もしくは将来の使用のために処分する行為を指す。

第2は、蓄積活動の持つ2面性に注目する分割である。蓄積活動は財・サービスの流れに注目するならば、最終

生産物から将来の便益を受けるために現在の使用をくり延べて、「実物資本ストック」を増加する行為と見なすことができよう。また金融的請求権の流れに即して蓄積活動を眺めるならば、決済手段としての金融的請求権の使用を将来にくり延べることによって資産・負債の保有の構成に影響を及ぼす行為と考えられよう。これら蓄積活動の2つの面を区別し、その第1の側面を資本形成活動、第2の側面を資本調達活動と名付ける。

以上の部門ならびに経済活動に関する分割を第5表から誘導される国民勘定の原型に適用すると第6表の拡大された国民勘定の体系に到達する。

なお第6表で使用される記号の意味は次のようである。

- B 外国に対する債権の純増
- C 消費のための財・サービスの購入
- D 資本消費
- E 外国に対する財・サービスの販売
- F 資産としての金融的請求権の流れ

第6表 拡大された国民勘定

		国内経済										外 国
活動		生産		所得の形成		所得の消 費		資本形成		資本調達		
部門	no.	I	II	I	II	I	II	I	II	I	II	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15
内 國	生 産	I	1	U	U			C <sup>I</sup>	V <sup>I</sup>	V <sup>II</sup>		E <sup>I</sup>
	II	2						C <sup>II</sup>				E <sup>II</sup>
	所得 の形 成	I	3	Q <sup>I</sup>								Z <sup>I</sup>
		4			P <sup>I</sup>			G <sup>II</sup>				
	II	5		Q <sup>II</sup>								Z <sup>II</sup>
		6	T			G <sup>I</sup>	P <sup>II</sup>					
	所消 得の費	I	7			Y <sup>I</sup>						
	II	8					Y <sup>II</sup>					
	資本 形 成	I	9	D <sup>I</sup>							J <sup>I</sup>	
	II	10		D <sup>II</sup>							J <sup>II</sup>	
経 済	資本 調 達	I	11								F <sup>I</sup>	
		12						S <sup>I</sup>		N <sup>I</sup>	K <sup>I</sup>	K <sup>I</sup>
	II	13									F <sup>II</sup>	
		14						S <sup>II</sup>		K <sup>II</sup>	N <sup>II</sup>	K <sup>II</sup>
	外 國	15	I <sup>I</sup>	I <sup>II</sup>	G <sup>I</sup>	G <sup>II</sup>				B <sup>I</sup>	B <sup>II</sup>	

- G 所得の移転(の支払)
- I 外国からの財・サービスの購入
- J 国内純資本形成
- K 資本移転(純受取)
- N 負債としての金融的請求権の流れ
- P 要素費用表示の国民純生産物
- Q 要素費用表示の国内純生産物
- S 貯蓄
- T 間接税一補助金
- U 中間生産物の流れ
- V 国内粗資本形成
- Y 可処分所得
- Z 外国から要所得(純受取)

また第6表の行列における部門は「その他の民間部門」と「一般政府」から成っており、前者をI、後者をIIと略記してある。

#### 4 所得の再分配と「移転」概念

「政府活動」の重要な機能が要素所得の再分配にあることについてはこれまで重ねて指摘して来た。本節では「一般政府」の手によって為される所得再分配の過程が第6表に示した「拡大された国民勘定」の概念構成の中にどのような表現をとって位置づけられるか。また所得再分配の過程において最も重要な役割を演じる「移転」概念は上述の概念構成の中でいかに分類されるかについて詳しく検討してみることにしよう。

このためにはまず所得の形成活動が第3表の概念構成の中で果している役割の考察から始めることが有意義である。第6表の概念構成では所得の形成活動は「その他の民間部門」と「一般政府」の2つの部門のそれぞれについて2つの行(および列)から構成されるように設計されている。すなわち「その他の民間部門」については第3~4行(および列)が、「一般政府」については第5~6行(および列)が所得の形成活動を表わす。これは所得の形成活動をさらに詳しく2つの段階に従って特徴づけようとする考慮に基くものである。その第1は、生産活動の結果発生した余剰を生産に貢献した生産要素に分配し、従って、要素所得が形成される段階である。これを仮に要素所得の第1次的分配と名付けておく。第2は、この要素所得を所得の受取主体の間で移転する段階で、これを仮に要素所得の再分配と名付ける<sup>32)</sup>。

32) 第1次的分配と再分配の間では要素所得の分配の対象が相違していることに注意すべきである。第1次分配は本源的な生産要素に対する分配であり、これに対して再分配は受取主体の間で行われるからである。この

生産活動の結果発生する余剰は純生産物であるから、要素所得の第1次的分配においては生産活動の相違に従って発生別に分類された純生産物を生産要素の相違に従って形態別の要素所得に転換する過程が要点となる。実際「その他の民間部分」に関して第3表の概念構成における  $Q^I$  および  $P^I$  が部分行列で、 $Q^I$  の列は生産主体の相違に従って生産部門にまた行は要素所得の形態に分割され、同様に  $P^I$  の列は要素所得の形態または行は要素所得の受取主体に従って分割されるものとすれば、上記の変換の過程は第7表のように表現することができよう。第7表は「その他の民間部門」の要素所得の第1次的分配

第7表 要素所得の第1次的分配

no.	1	2	3
活動の細分	生産部門		要素所得の形態
3	要素所得の形態	$Q_{pq}^I$	
4	要素所得の受取主体		$P_{rp}^I$

に関する変換の過程だけを取り出して示したものである。ここで  $[Q_{pq}^I]$  は p 形態の要素所得を行の要素として、また q 生産部門を列の要素として持つ(要素費用表示の)国内純生産物を表わす部分行列である。また  $[P_{rp}^I]$  は要素所得の r 受取主体を行の要素として、p 形態の要素所得を列の要素を持つ(要素費用表示の)国民純生産物を表わす部分行列である。そこでこの要素所得の第1次的分配に関する変換の過程は、記号的に

$$[Q_{pq}^I] \rightarrow [P_{rp}^I]$$

と表すことができよう。このことから要素所得の第1次分配の過程によって q 生産部門に発生した(要素費用表示の)国内純生産物が要素所得の r 受取主体の(要素費用表示の)国民純生産物に変換されることが明らかにされる。要素所得の生産部門から受取主体への変換の媒介をする要因が要素所得の形態であることも併せて留意すべ

対象の相違は、第6表以下の細分された行列の構造に大きな影響を与える。現行の SNA では所得の形成と消費の2つの活動の区別を与えていないため、第1次分配と再分配の区別もなされていない。その結果例えばその第2勘定である国民所得勘定の性格が明確を欠いている。その性格についての最も妥当と思われる説明は、要素所得を受取主体別に3つの部門、すなわち「企業」「一般政府」および「家計・非営利団体」に配分する活動を表わしていると考えることであろう。この説明は第2勘定を一種の要素所得の再分配勘定と考えることを意味している。いずれにしてもそれを要素所得の第1次分配を表わす勘定と考えることは困難であろう。

き事実である。

このように要素所得の第1次的分配を(1)生産活動における余剰の発生、(2)生産要素への分配および(3)所得受取主体への帰属の順序づけられた経過として分類することがこの概念構成の持つ1つの重要な特色なのである。これまでの代表的な国民勘定の国際的な規準を見ても、またわが国の国民勘定の現実に照らしても要素所得の第1次的分配の過程をわれわれの体系のように分類し、整理した体系は存在しなかったと言ってよい。例えばわが国の国民勘定を実例として引用すると、その基本勘定の第2勘定は「国民所得分配勘定」と名付けられている。しかしここで注意を要するのは国民所得(要素費用表示の国民純生産物)の「分配」の意味である。それは国民所得の生産要素への分配ではなく「国内生産面において生ずる付加価値および海外からの純要素所得の総額の分配、すなわち、最終受取者別の所得項目」<sup>33)</sup>への分配を表わすのである。換言すればこの第2勘定はわずかに要素所得の所得受取主体への帰属を明らかにする意味でむしろ要素所得の再分配の性格を混在させていると考えられる。

従って要素所得の第1次的分配の過程では要素所得の形態と所得受取主体の分類が極めて本質的な意義を持つわけである。要素所得を本源的な生産要素へ分配する過程に注目して要素所得の形態別の分類を考えるならば、最も簡単には労働の貢献の代価として雇用者の所得、土地を含む資本の貢献に対して営業余剰と言う2つの分類を考えうるであろう。この分類について考慮を要する点は2つある。第1は、計数の推計において労働に対する支払と資本に対する支払の境界線は必ずしも一義的に明瞭とは言い難いことである。わが国の推計においてもそうであるが、雇用者所得の中には利益金の処分による賞与は除れているとは言うものの、経営能力の大きさを反映していると見られる「重役俸給」が含まれているからである。第2は、土地を含む資本の貢献に対して「営業余剰」と名付けられた要素所得の形態を考えるのは要素所得の分類として大まかにすぎるのでないかと言う疑問である。概念的には「営業余剰」をさらに細分して地代、利子、配当に再分類することは困難ではないが、計測上の境界線が「重役俸給」と同様の趣旨で明確を欠くことを考慮に入れておくべきであろう。

所得の第1次的分配に関して第7表のような部分行列への分割を考えるとすると、それに伴って所得の再分配

にも影響が現われるはずである。とくに所得の再分配の段階で重要な役割を演じるのは要素所得の「移転」である。しかし「移転」概念の分類についての検討を始めるに先立って、「その他の民間部門」について所得再分配の構造を見ておくことにしよう。

第8表 要素所得の再分配

no.	3	4	5	6
活動の細分	要素所得の形態	要素所得の受取主体		移転の形態
4	要素所得の受取主体	$P_{rp}^I$		$G_{rt}^{II}$
5				
6	移転の形態		$G_{tr}^I$	
7	可処分所得の支出主体		$Y_{sr}^I$	

第8表は「その他の民間部門」における所得再分配の構造を示したものである。この所得再分配の構造は第7表に示された要素所得の第1次的分配の構造を前提とし、(要素費用表示の)国民純生産物の部分行列  $P_{rp}^I$  から出発する。ここで第6行(および列)が「移転」の形態に従って、第7行(および列)が(後に定義される)可処分所得の支出主体の相違に従って分類されることを前提する。そうすると所得の再分配の過程は受取主体別に分類された(要素費用表示の)国民純生産物を支出主体別に分類された可処分所得に変換する過程として特徴づけることができる。記号的にこの変換は

$$[P_{rp}^I] \rightarrow [Y_{sr}^I]$$

と表わされる。ここで  $[Y_{sr}^I]$  は可処分所得を要素とする部分行列であって、その  $s$  行は可処分所得の  $s$  支出主体をまた  $r$  列は要素所得の  $r$  受取主体を表わしている。

第8表からも明らかのように、所得再分配の構造を特徴づける概念は「可処分所得」ならびに要素所得の「移転」である。「可処分所得」の定義を理解するためには第6表の拡大された国民勘定の概念構成に戻るのが便利である。そこで「その他の民間部門」の可処分所得は次のように定義される。

$$Y^I = P^I + G^{II} - G^I$$

この関係は可処分所得の概念が  $P$  (要素費用表示の国民純生産物) および  $G$  (要素所得の移転) から派生的に導出された概念であることを含意している<sup>34)</sup>。この意味で「一般政府」との間に生れる要素所得の「移転」は「そ

33) 経済企画庁『国民所得統計年報』昭和42年版、23ページ参照。

34) 可処分所得が  $P$  および  $G$  から派生的に導かることを最初に指摘したのは Aukrust [1] である。

「他の民間部門」の所得再分配の過程に決定的な影響力を持つものである。

ところで要素所得の再分配の本質は所得の一方的な移転であると表現することができよう。いま取引の決済手段としての金融的請求権の(反対給付を伴わない)一方的な移動に伴って発生した購売力の移動を「移転」と名付ける。「移転」には要素所得の大きさに影響するものと、しないものを区別することができよう<sup>35)</sup>。通常前者を所得の移転(income transfer)もしくは経常移転、後者を資本の移転(capital transfer)と言う。所得の移転は、さらに可処分所得の大きさに直接に左右する性質のものと、費用・価格の変動を介して間接に影響するものの2つを区別することができる。この前者を所得の直接移転(direct transfer)，後者を所得の間接移転(indirect transfer)と言う。所得の間接移転の例は間接税および補助金である。また可処分所得の導出に当って重要な役割を演じている所得の移転項目が直接移転に他ならないことも容易に主張できる<sup>36)</sup>。

以上の移転の分類の中では「資本移転」の定義に若干の疑問が残る。資本移転の場合購買力の支払側と受取側で要素所得への影響の相違が起り得るからである。賠償金の支払の場合にしばしば遭遇するように支払側では所得の移転であると取扱うのにも拘らず、受取側ではそれを資本の移転とみなすことが考えられるからである。そこで資本の移転を考えるに当って広義の資本の移転と狭義の資本の移転の2つの可能性が生れる。広義の資本の移転と言うのは、受取側かもしくは支払側のいずれかが資本の移転と認定した購売力の一方的移動を指す。これに対して狭義の資本の移転とは、受取側と支払側の両当事者が同時に資本の移転と認定した購買力の一方的な移

35) 国民所得の計測における「移転」概念の重要性に関して最初に徹底した考察を与えた論文は、Rolph [28] である。そこで彼は「移転」取引の一般的属性として以下の2つの規準を示している。すなわち(1)ある取引が移転取引であるためには、それが受取主体にとって income とならなければならない。(2)ある取引が移転取引であるためには、その支払に対して財・サービスの反対給付があってはならない。この規準は、income の定義が必ずしも明瞭でない点に問題が残るが、「移転」概念を所得の移転に限定する立場であると言えよう。

36) Ohlsson は、間接税ならびに補助金が市場の活動によって制約される見地から「条件つきの移転」(conditioned transfer)と呼んでいる。市場の制約と言う属性は、所得移転を決意する主体と直接の関係を持たない。従って所得の再分配の分類規準としては一貫性を欠いている。上述のわれわれの分類は、この段階ではむしろ附表1の Marczewski [23] の分類に類似している。

動を言う。SNA 改訂の事務局案(E/CN. 3/345)の検討を行った専門家会合の報告(E/CN. 3/346)は資本の移転の概念についての困難を認めながらも、広義の資本の移転の概念を支持している<sup>37)</sup>。しかし1956年の「国際収支表提要」の改訂のための専門家会議以来一貫して資本の移転の概念を別掲することに反対を続けているIMFの主張も存在している。確に狭義の資本の移転の概念は、本来の資本の移転の概念を理想的に表現するものであるが、実現の可能性に乏しいうらみがある。従って実際の取扱いとしては広義の資本の移転の概念に従って資本の移転の概念を所得の移転と区別するか、それとも両者の区別をしないかのいずれかの方法を採用するのが現実的な解決であろう。

可処分所得の導出に際して直接の影響を持つ「移転」項目は直接移転に他ならないことはすでに指摘した。直接移転はさらに所得の移転が決意される状況に従って3つの分類を考えることができる。

(1) 所得の移転が支払側と受取側の両者の合意に基いて行われる場合。両当事者の合意は契約の締結によって裏付けられることが多いから、この種の所得の移転を契約移転(contractual transfer)と呼ぶ。個人業主所得や財産所得は要素所得の受取主体の間で営業余剰の再分配を行っている形態であると考えられる。またこれらの再分配は受取主体の間の合意に基いて行われるのが通例である。従ってそれらは契約移転の実例と見なし得る。

(2) 所得の移転が主として支払側の決意によって動機づけられる場合。所得の移転がもっぱら支払側の自発意志に由来する意味において、これを自発的移転(voluntary transfer)と呼ぶ。個人間の贈与がこの例に當る。

(3) 所得の移転が主として受取側の決意によって支配される場合。多くの場合受取側の決意には法的な強制力が行使される場合が多いのに注目して、この種の移転を強制的移転(compulsory transfer)と呼ぶ。「一般政府」と「その他の民間部門」との間の所得の移転は、所得に課される直接税、手数料、諸負担など強制的移転に属するものが圧倒的に多い。

所得の直接移転の以上の分類を考慮すると第8表に示される移転の項目はそれぞれ部分行列を構成する。 $[G_{tr}^I]$  は t 形態の直接移転の項目を行の要素とし、要素所得の r 受取主体を列の要素とする「その他の民間部

37) UN [37] 第50節参照。

門」の所得の移転(純支払)を表わす部分行列である。同様に、 $[G_{rt}^{\text{II}}]$  は要素所得の受取主体を行の要素に持ち、 $t$  形態の直接移転の項目を列の要素とする「一般政府」の所得の移転(純支払)を表わす部分行列となる。明らかに  $[G_{tr}^{\text{I}}]$  と  $[G_{rt}^{\text{II}}]$  は互に対称な行列である。

ここで再び可処分所得の構造を表わす行列  $[Y_{sr}^{\text{I}}]$  に戻ると、この部分行列は要素所得の受取主体の相違に従って分類されていた可処分所得を消費主体別の分類に変換する機能を果している。第3節でも注意しておいたように要素所得の受取主体の分類と消費主体別の分類との間には必ずしも常に 1 対 1 の対応が成立つとは限らない。従って一般的に言えば  $[Y_{sr}^{\text{I}}]$  は矩形行列である。しかしもしこれらの 2 つの分類の間に 1 対 1 の対応関係が成立するならば、この行列は対角行列になる。要素所得の受取主体と支払主体の分類を細分する場合には両者の分類が一致することは極めてまれである。所得分配統計の分類においても要素所得の受取主体の単位は「個人」(individual)であるのに対し、消費主体の単位としては「家計」を考えるのが一般的だからである。このように原則としては要素所得の受取主体と支払主体の分類の間に 1 対 1 の対応関係を認めることはできないけれども、両者の分類を粗く考える限りそれらの間には 1 対 1 の対応が成立すると想定することは少くとも第1次近似的な単純化であると見なすことができよう。

「一般政府」における要素所得の第1次的分配と再分配の構造も「その他の民間部門」に準じて考えることができる。最初に要素所得の第1次的分配の構造を示すと、第9表のように表わされる。

第9表 要素所得の第1次的分配

no.	2	3	4	5
活動の細分	公共サービスの形態	要素所得の形態	要素所得の受取主体	要素所得の形態
5 要素所得の形態	$Q_{po}^{\text{II}}$			
6 移転の形態			$G_{tr}^{\text{I}}$	$P_{tp}^{\text{II}}$

「一般政府」に関する要素所得の第1次的分配は、第9表における部分行列  $[Q_{po}^{\text{II}}]$  の部分行列  $[P_{tp}^{\text{II}}]$  への変換として特徴づけられる。ただし第9表の第2列は公共欲望の形態に従って分割がなされていること、ならびにその他の行および列については第7表および第8表で行われた分割がそのまま踏襲されることが前提される。 $[Q_{po}^{\text{II}}]$  は p 形態の要素所得を行の要素とし、公共サー

ビスの o 形態を列の要素とする「一般政府」に関する(要素費用表示の)国内純生産を表わす行列である。要素所得の第1次的分配によって、この行列は  $t$  形態の「移転」を行の構成とし、要素所得の p 形態を列の構成とする「一般政府」に関する(要素費用表示の)国民純生産物を表わす部分行列  $[P_{tp}^{\text{II}}]$  に変換されるのである。記号的には

$$[Q_{po}^{\text{II}}] \rightarrow [P_{tp}^{\text{II}}]$$

と書くことができよう。

この変換において部分行列  $[Q_{po}^{\text{II}}]$  の構造は特に注目に値する。この行列の行の要素は要素所得に形態の相違を示しているから、かつて国連が「政府取引の経済および機能分類提要」<sup>38)</sup>において提案した経済分類の一部をさらに細分したものに該当している。またその列の要素は公共サービスの形態に従って分類されているから上記「提要」の機能分類の 1 つの表現になっている。すなわち  $[Q_{po}^{\text{II}}]$  は同「提要」が政府取引について示唆した経済的ならびに機能的観点からする二重分類表を拡大された国民勘定の構成要素として、しかも整合的な仕方で含んでいることが結論づけられるのである。その上に同「提要」の言う「経済分類」は国民勘定の概念構成の上からすると必ずしも論理的に体系化された分類とは言えない。同「提要」の経済分類に相当する項目は後に述べる  $[G_{rt}^{\text{II}}]$  にも含まれているから、取引の形態の分類と体系化を進めるためにはここで展開した方法に従うのが合理的である。

第10表 要素所得の再分配

no.	4	5	6
活動の細分	要素所得の受取主体	要素所得の形態	移転の形態
4 要素所得の受取主体			$G_{rt}^{\text{II}}$
5 要素所得の形態			
6 移転の形態	$G_{tr}^{\text{I}}$	$P_{tp}^{\text{II}}$	
7 要素所得の消費所体	$Y_{sr}^{\text{I}}$		
8 要素所得の消費主体			$Y_{ut}^{\text{II}}$

「一般政府」に関する要素所得の再分配の過程は第10表によって表現することができよう。この再分配によって  $t$  形態の移転を行の構成とし、要素所得の p 形態を列

38) UN [33]。

の構成とする「一般政府」に関する(要素費用表示の)国民純生産物を要素とする部分行列  $[P_{tp}^H]$  は、要素所得の  $u$  消費主体を行の構成とし、 $t$  形態の移転を列の構成とする「一般政府」に関する可処分所得を表わす部分行列  $[Y_{ut}^H]$  に変換される。第 10 表の第 7 列と第 8 列はいずれも要素所得の消費主体別の構成を表わしているがその分割は必ずしも同一ではない。第 7 列はその他の民間部門における要素所得の消費主体の分割を表わすものであり、第 8 列は「一般政府」の要素所得の消費主体の別を示すものだからである。

可処分所得の導出に当っては「その他の民間部門」の場合と同じように「移転」の構造を表わす部分行列  $[G_{tr}^I]$  と  $[G_{rt}^H]$  が重要である。とくに後者は「一般政府」の経常支出の(国連の前記「提要」の意味で)経済分類を示しているから、この行列によって「一般政府」からの形態別の移転が「その他の民間部門」のうちのどの要素所得の受取主体に向けられているかを明らかにする。国連の「提要」に掲げられた経済的および機能的の二重分類に比較して、これらの部分行列を中間項に置く分類の変換の図式は、所得の再分配の多面的な特質を明示し、体系に弾力性を与える見地から国民経済計算の体系を発展させるための最も有望な接近の方法と考えられるのである<sup>39)</sup>。同様な主張は最近マルシェフスキイによってなされた「移転」概念の分類についてもあてはまる。附表 1 はマルシェフスキイの示した「移転」概念の機能的分類である。この分類は移転の 1 つの機能を明らかにする立場から見て詳細な分類であることを理解することはできる。しかし 1 つの規準によって統一されたことの当然の結果として、われわれが強調して来た要素所得の再分配の過程に見られる多面的な特性はほとんど無視される結果を生じている。

[国民所得部門 倉林義正]

### [補足] 3 つの註記

この原稿を書きあげた後、その要旨を研究所の研究会で報告し、有益な助言と示教を受ける機会に恵まれた。ここではそれらの助言を頂いた方々のお名前を挙げないが、厚くお礼を申し上げたい。これらの示教に基いて

39) われわれがしばしば利用したように、部分行列を中間項として分類の図式を変換することの重要性は、Stone [30] によって指摘されている。Stone は中間項としての役割を果す部分行列のことを converter matrix と呼んでいる。

附表 1

6. 費用の移転	61 間接税	611 取引税 612 最終財の消費又は使用に対する税 613 生産要素の使用に対する税
	62 事業補助金	
	63 間接の国際移転	
7. 所得の移転	71 直接税	711 法人税 712 個人税 713 その他の直接税
	72 平衡補助金	
	73 社会保険分担金	
	74 社会保険給付	741 恩給 742 家族給付 743 社会保険 744 労災保険
	75 扶助	751 年金 752 失業手当 753 給費・補償金 754 扶助料 755 拘留者扶養費
	76 贈与と寄付	
	77 非生産的利子	771 公債利子 772 消費負債利子
	78 直接の経常国際移転	781 移民送金 782 P. O. M. のフランス公務員の俸給の移転 783 国際機関への分担金 784 國際的な直接税
	79 その他の移転	
8. 資本の移転	81 資本に対する税	811 相続税 812 法人留保に対する一回限りの税 813 贈与税 814 資本税
	82 平衡補助金	821 企業設備補助金 822 建設奨励金 823 戰災補償
	83 国際資本移転	831 開発援助 832 安定補助金 833 賠償 834 國際設備補助金 835 移民の資本移転

(Jean Marczewski, *Comptabilité Nationale*, Paris 1965, pp. 222-223.)

2・3 の補足的な考察をつけ加えることは筆者にとって快い義務であるのみならず感謝の意を表するにふさわしい機会でもあると考える。

#### (1) 政府部門の定義について

第 2 節で与えた「一般政府」の定義はわが国の(現行の)「国民所得統計」の定義とは相違している。両者を比較するとき、以下の 2 点を注意すべきであろう。第 1 に、「国民所得統計」はその国民所得勘定における第 4 勘定

を「一般政府勘定」と名付けているが、その「一般政府」の定義は第2節のそれとは相違している。第2節では「一般政府」を「公共財およびサービス」を提供する主体の集りと定義し、その活動の範囲をいわゆる「純粋の政府活動」に限定したのである。第2節における「一般政府」の定義はSNAならびにOEECなどの国民勘定の国際的な標準において与えられた「一般政府」の定義と一致する。第2に、わが国の「国民所得統計」の「一般政府勘定」における政府の範囲は、第2節で与えた「一般政府」の定義よりも広いことに注意すべきである。すなわち「国民所得統計」の「一般政府勘定」と呼ばれるものの中には、①「業務の性格機能からみて企業的なもの」と見なされた特別会計、②政府関係機関および③その他の政府企業が、第2節の「一般政府」の範囲を超えて含まれることになるからである。

政府部门の範囲と分類に関しては、わが国においても国民経済計算調査委員会[16], [17]ならびに国民経済計算審議会[18]の会合を通して詳細に討議されたことがある。またやや別の視角からではあるが国連の政府取引の分類に関するマニュアル(UN[33])も、政府部门の範囲に関して興味ある規準を示している。国連の上記マニュアルによると、政府部门に関する諸機関は、(i)一般会計、(ii)非企業特別会計、(iii)政府企業および企業特別会計、(iv)政府附属機関、(v)独立の公共企業体に分類される。この中で、国連のマニュアルが「政府部门」と名付けている範囲は(i)から(iv)までであって、(v)の独立の公共企業体は民間企業ならびに家計および非営利団体とともに「民間および独立の公共機関」と呼ばれる部門を構成するものであるとされている。これに対してSNAが「一般政府」と呼ぶものは、(i)および(ii)に限定され、(iii)と(iv)を「政府の所有する企業」、(v)を「公共企業体」と名付け、(iii)から(v)までを総称して「公共企業」と呼んでいる。さらにSNAは「公共企業」を「企業」部門の部分的な部門と考えていることは第2節で指摘した通りである。わが国の「国民所得統計」の言う「一般政府」は(i)から(v)のすべてを包含するものであるから、国連のマニュアルならびにSNAと比較して最も広汎な範囲をカバーしていることが理解される。ただし「国民所得統計」が「その他政府企業」と呼ぶものの(国連のマニュアルにおける分類(v)に相当するもの)のすべてが現実に含まれているのではなく、つきの3つの条件を満すものに限定されていることは注意すべきであろう。それらの条件とは「①役員の任命を主務大臣が行なうこと、②予算事業計画書業務報告書および財務諸

表について主務大臣の承認を受ける必要のあること、③会計検査院の定期的検査の対象とされていること」(経済企画庁『国民所得統計年報』昭和42年版、265ページ)である。

わが国の「国民所得統計」の「一般政府」は「公共企業」までを包含している事実を考え合わせると、それを「一般政府」と名付けることは一種の用語の誤用であることは明らかであろう。用語の誤用は、例えば「一般政府」の代りに「政府」と言うように、それは是正によって簡単に解決ができる。しかし以上の考察が示唆する問題の本質はむしろ別のところにある。わが国の国民所得統計がこれほどまでに「政府部门」の範囲を拡大するには、そうすることの必要な理由があったのではないか。もしあったとすれば、その必要は国民勘定の構造に対していかなる示唆を与えるものであろうかがおそらく事態の重要な側面を形成しているように思われる。第2節におけるわれわれの提案は以上の考慮に対して消極的な解答を示すものであると言える。わが国の「国民所得統計」における政府部门は「公共企業」の「一般政府」への従属を強調していると理解することができる。しかし「一般政府」が「公共企業」に見られる「企業」としての機能にどれほどまでに干渉し、介入することができるかは議論の余地を残している。さらに両者の関係を過度に一体と見なしてしまうことは「一般政府」の持つ「公共財およびサービス」の提供者としての機能を見失わせる結果を招くことが懸念されるからである。

## (2) 補助金について

第4節では主として所得の再分配の機能に即して要素所得の「移転」を議論した。第4節で与えた「移転」概念の分類を用いるならば、主として所得の直接的移転が議論の対象とされ、所得の間接的移転については簡単な例示と説明を与えるに止めてある。それによると補助金は(第6表)のT要素として、第6行と第1列の交点に記録されることになっている。この記入の意味するところは、第2節で定義した「一般政府」より「その他の民間部門」の生産部門に対して供与された経常的な購買力の一方的な移動の総称であると言ふことである。ここで特に経常的な購買力の一方的な移動に限定したことの意味は、実物資本ストックの蓄積、あるいはその破損の復旧を目的として、「一般政府」によってなされた購買力の一方的な移動(例えば建設助成金などの資本補助金)はこの「補助金」の項目に含まれず、むしろ「資本の移転」の項目に含まれることである。

よく知られているように、わが国の補助金の中では一

般会計から食糧管理特別会計への繰入れ分の占めるウエイトが極めて大きい。もし第2節の「一般政府」の定義が含意するように食糧管理特別会計を企業特別会計の1つと見なして、公共企業に含まれるもの(従ってまた「その他の民間部門」の中に含まれるもの)と考えるならば、食糧管理特別会計の純損失分を「一般政府」から「その他の民間部門」の生産部門に対する補助金として計上することができる。この処理は企業に対する損失の補填としての補助金と言う性格を持つのであるが、わが国の場合食糧管理特別会計における純損失の最近の傾向が物語るように、もしこの傾向が持続する場合には若干の疑問が残される。その理由は、本来の企業の性格から言って、その行動は少くとも生産費を回収することを目標として運営されるべきであって、食糧管理特別会計の最近の傾向に見られるように純損失が持続する場合にはその企業としての性格づけには疑問の余地が残るからである。

考えうる他の1つの処理方法は食糧管理特別会計を「一般政府」に含まれるものとして、同会計の純損失分を「その他の民間部門」に対する所得の直接的移転とされることである。この処理に従うとこの種の補助金は所得の間接的移転よりもむしろ直接的移転の性格を持ち、「一般政府」によってなされる所得再分配の直接の対象と考えざるを得なくなる。恐らくこの処理方法を採用することの含意は、「一般政府」が食糧の価格支持に積極的に介入し、それを1つの重要な「公共サービス」として認識することを意味するものであろう。と同時に食糧の価格支持に伴って派生する所得の再分配を意識的な政策の対象とせざるを得なくなることを暗示するものであろう。

### (3) SNA 改訂案に見られる「移転」概念の分類について

第1節においての重要性を指摘しておいたようにSNAの改訂は国民勘定の全分野にわたって根本的な再検討の必要を要請している。従って国民経済計算における「移転」概念の位置づけを試みたわれわれの調査にとっても、このSNAの改訂の成行きに多大の関心が払われなければならない特別の根拠が存在する。

SNA改訂のための基礎的な「概念構成」を与えたストーンの草案(E/CN. 3/320)では、われわれが第3節以下で詳しく議論した所得の再分配の構造に関する明示的言及は見られない。しかしそれの所得支出勘定を付加価値、所得移転、制度的部門の3つの段階に即して行列形式に構成していることは、(第6表)の行列を構想するに

当っての重要な示唆の1つと認められる。所得移転の項目の詳しい定義についてストーンの草案の言及している点は極めて乏しい。むしろこの点については事務局案(E/CN. 3/345)に詳しい叙述が見られる。それによると所得の「直接的移転」は次の4つの項目に整理されている(UN [36], Section 29)。

- (i) 企業および財産の所有から生じる取引,
- (ii) 他の報償的(契約的)な支払と受取, 例えば損害保険や契約の不履行に関連する支払と受取,
- (iii) 政府機関に対する一切の非報償的移転の支払と受取,
- (iv) その他の自発的な非報償的な移転。

以上の整理をわれわれの所得の「直接的移転」の分類と比較すると極めて類似していることが理解される。前記の事務局案の分類の中で(i)と(ii)はわれわれの言う「契約的移転」に該当する。項目(iii)は「強制的移転」であり、(iv)は「自発的移転」に該当するからである。しかしながら、事務局案はこれらの所得の「直接的移転」の分類基準を示していないから、われわれの分類はこの見地から1つの積極的な意義を持つものと言えよう。

### [参考文献]

- [1] O. Aukrust, *Nasjonalregnskap, teoretiske prinsipper*, Oslo 1955.
- [2] O. Aukrust, "An Axiomatic Approach to National Accounting. An Outline," *The Review of Income and Wealth*, Sept. 1966.
- [3] P. J. Bjerve, *Planning in Norway*, Amsterdam 1959.
- [4] G. Colm, "Public Revenue and Public Expenditure in National Income," *Studies in Income and Wealth*, Vol. I, New York 1937.
- [5] R. Frisch, *A Generalized Form of the REFI Interflow Table*, Memorandum fra Socialøkonomisk Institutt Universitetet, Oslo, 17 Nov. 1959.
- [6] J. R. Hicks, "The Valuation of the Social Income," *Economica*, May 1940.
- [7] J. R. Hicks and U. K. Hicks, "The Reform of Budget Accounts," *Bulletin of the Oxford University Institute of Economics and Statistics*, May 1963.
- [8] E. S. Kirschen and Associates, *Economic Policy in Our Time*, Vol. I, General Theory, Amsterdam 1964.
- [9] 食林義正「国民経済計算の統合に関する若干の問題」『経済研究』1962年10月号。

- [10] 倉林義正「国民勘定の視野と方法」『思想』1963年5月号。
- [11] 倉林義正「取引行列としての国民経済計算の統合体系」『経済研究』1963年7月号。
- [12] 倉林義正「国民経済計算の統合体系・国民貸借対照表と資産の評価」『経済研究』1966年1月号。
- [13] 倉林義正「最近の国民経済計算の動向」筑摩書房 経済学全集9『国民所得理論』別冊、1967年。
- [14] S. Kuznets, *National Income and its Composition*, 1919-1938, Vol. I, New York 1941.
- [15] S. Kuznets, "On the Valuation of Social Income—Reflection on Professor Hicks' Article," *Economica*, Feb. 1948.
- [16] 経済企画庁『国民経済計算調査委員会報告』昭和37年3月。
- [17] 経済企画庁『国民経済計算調査委員会基礎資料』第1～第3巻、昭和37年3月。
- [18] 経済企画庁『国民経済計算審議会報告』昭和40年3月。
- [19] E. Lindahl, *Studies in the Theory of Money and Capital*, London 1939.
- [20] E. Lindahl, "The Basic Concepts of National Accounting," *International Economic Papers*, No. 7, 1954.
- [21] J. Lindeman, "Income Measurement as Affected by Government Operations," *Studies in Income and Wealth*, Vol. VI, New York 1943.
- [22] G. C. Means, L. Currie and R. R. Nathan, "Problems in Estimating National Income Arising from Production by Government," *Studies in Income and Wealth*, Vol. II, New York 1938.
- [23] Jean Marczewski, *Comptabilité Nationale*, Paris 1965.
- [24] National Accounts Review Committee, *The National Economic Accounts of the United States*, New York 1958.
- [25] OEEC, *A Standardized System of National Accounts*, 1958 ed., Paris 1959.
- [26] 大川一司『生活水準の測定』1953。
- [27] I. Ohlsson, *On National Accounting*, Stockholm 1953.
- [28] E. R. Rolph, "The Concept of Transfers in Income Estimates," *Quarterly Journal of Economics*, May 1948.
- [29] R. Stone, *A Social Accounting Matrix for 1960*, Cambridge 1962.
- [30] R. Stone, "Multiple Classification in the Social Accounting," *Mathematics in the Social Sciences and Other Essays*, London 1966.
- [31] G. Stuvel, *Systems of Social Accounts*, Oxford 1965.
- [32] 高橋長太郎・倉林義正「国民所得計算と政府勘定」『経済研究』1961年10月号。
- [33] United Nations, *A Manual for Economic and Functional Classification of Government Transactions*, New York 1958.
- [34] United Nations, *A System of National Accounts and Supporting Tables*, 3rd ed., New York 1964.
- [35] United Nations, *A System of National Accounts (Proposals for the Revision of SNA 1952)*, E/CN. 3/320, 9 Feb. 1965.
- [36] United Nations, *Proposals for Revising the SNA*, 1952, E/CN. 3/345, 28 June 1966.
- [37] United Nations, *Report of the Second Session of the Expert Group on the Review of National Accounts and Balances*, E/CN. 3/346, 22 Aug. 1966.
- [38] United Nations, *Income Distribution Statistics*, E/CN. 3/348, 30 Aug. 1966.
- [39] United Nations, *Progress in Relating the SNA and MPS*, E/CN. 3/349, 2 Sep. 1966.
- [40] 日本銀行統計局『国民経済計算の新しい方向』昭和40年10月。